ガイドラインの検討にあたっての考え方（案）

資料　３

**１．ガイドラインの目的**

○障がい者ガイドラインが、「「知らないこと」「わからないこと」を差別につなげないように、障がいを理由とする差別についての理解を深め、差別を未然に防止することを、このガイドラインは目的としています。」としていることを応用し、本ガイドラインの目的も、「差別を未然に防止すること」とする。

**２．対象とする差別**

○障害者差別解消法では、「障がいを理由とする差別」を「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の二つとしており、障がい者ガイドラインでもその旨が記載されている。本ガイドラインにおける「差別」も、これらに相当すると思われる行為とする。

○私人の行為等・虐待等・制度やサービスのあり方の見直しが必要と考えられるものはガイドラインの対象外とする。なお、私人の行為等については啓発を通じて対応する。

**３．ガイドラインの対象分野**

○障がい者ガイドラインが、府民生活に深く関わる6分野（「商品・サービス」「福祉サービス」「公共交通機関」「住宅」「教育」「医療」）を設定していることを応用し、本ガイドラインでも、同様の分野を対象とする。

**４．各分野における差別の事例**

○障がい者ガイドラインが、分野ごとに「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を掲載していることを応用し、本ガイドラインでは、分野ごとに、判例、法務局の扱った人権侵犯事件、ADR等が対応した事例を掲載することとする。

|  |
| --- |
| **（例）商品・サービス分野**○　日本在住のブラジル人女性が、宝石店に入って商品を見ていたところ、「外国人は立ち入り禁止だ」などと言われたり、警察を呼ばれたりしたことにつき、裁判所は、人種差別撤廃条約が国内法としての効力を有することを示しつつ、民法709条、710条に基づく損害賠償を命じた。（静岡地裁浜松支部　平成10年（ワ）332号　確定）○　同性愛者の団体がした「青年の家」の宿泊利用申込みを、東京都教育委員会が不承認とした不承認処分は、「青年の家」が青少年の教育施設であることを考慮しても、同性愛者の利用権を不当に制限し、実質的に不当な差別的取扱いをしたものであり、地方自治法244条2項、東京都青年の家条例8条の解釈適用を誤り、裁量権の範囲を逸脱した違法なものであるとして、損害賠償請求を一部認容した。（東京高裁　平成6年（ネ）1580号　確定）○　申告内容は，理容店で理容サービスの提供を受けようとしたところ、外国人であることを理由に理容サービスの提供を拒否されたというもの。調査の結果、理容店の店長は、外国人に対しては一律に理容サービスの提供を拒否するとの方針の下、申告者に対しても理容サービスの提供を拒否したことが認められた。そこで、店長に対し、理容サービス提供の在り方について改善に努めるよう説示した。（措置：「説示」）（平成21年法務局人権侵犯事件） |

**５．差別が発生した場合の相談、紛争の防止・解決の制度**

○本ガイドラインでは、個別事案の適切な解決につなげることができるよう、地域における相談窓口やADR等、既存の制度の紹介を行う。

|  |
| --- |
| **（例）相談窓口、ADR等**大阪府人権相談窓口市町村人権相談窓口公益社団法人 総合紛争解決センター　　個別労使紛争解決支援制度　　ハンセン病回復者支援センター　　ドーンセンター　　住宅相談室　　外国人情報コーナー　　医療相談コーナー**（例）差別解消に関わる規定や指針など**　　外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対応するための指針　　職場におけるエイズ問題に関するガイドライン　　難病（特定疾患）を理解するために |